

第 11 期

寝屋川市分別収集計画

令和 7 年 9 月



# 寝屋川市第11期分別収集計画

## 目 次

1	計画策定の主旨	1
2	基本的な方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

## 1 計画策定の主旨

環境問題の一つとして、近年、ごみ問題はますます重要性を増している。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を形成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動することが重要である。

現在、廃棄物の最終処分場確保は非常に困難なものとなっており、また、本市は独自の処分場を確保できず、外部に頼らざるを得ない現状である。

第11期寝屋川市分別収集計画(以下、「本計画」という。)は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「法」という。)第8条の規定に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、循環型社会の形成や最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を明確にし、三者が一体となって取り組むべき指針を示したものである。

本計画の策定により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、安定的な廃棄物処理の運営を図る。

## 2 基本的な方向性

本計画を実施するに当たっての基本的な方向性は以下に示すとおり、寝屋川市一般廃棄物処理基本計画(以下、「基本計画」という。)の基本方針に基づくものとする。

### (1) “もったいない”による4Rの深化

“もったいない”を合言葉に一人一人がライフスタイルの見直しを行い、ただ減量するのではなく、資源化可能物(古紙やプラスチック類、食品残渣など)の確実な資源化、質の高い資源化をめざす。

Refuse(リフューズ:断る)、Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の4Rを推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」をめざす。

### (2) 安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行う。また、適正処理を図りつつ、エネルギー回収を積極的に行い、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざす。

さらに、今後も起こりうる大規模災害等の非常事態においては、その事態に対応した排出ルール of 徹底や確実な収集・運搬及び処理により、ごみの衛生的処理と公衆衛生の向上が実現されるよう、平時から体制を構築する。

### (3) 責任と役割に応じた行動の推進

廃棄物処理法において、国民（市民）・事業者・行政の責務が定められている。市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的に繋がることにより、相乗効果をもたらし、「循環共生型のまち」の実現をめざす。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器、ペットボトル、その他のプラスチック製容器を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは次のとおりである。

（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	11,199	11,124	11,051	10,977	10,904

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、基本計画に沿った以下の方策を実施する。

実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割と責務を分担し、相互に協力して取組を推進する。また、市民、各種団体の関係者、学識経験者等から構成される「寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議」において、具体的なごみの減量施策、リサイクルの推進について討議する。

### (1) 環境にやさしい販売活動の推進

ごみのもととなる使い捨てのレジ袋を買わない、過剰包装を断ることの啓発のため、マイバッグ持参運動、簡易包装の更なる推進を業者と連携を図りながら推進する。

また、資源物や生きびんの店頭回収の奨励も引き続き取組を行う。

### (2) 自主的なごみ減量行動の推進

若年層も含めた市民全体に対し4Rの理解をさらに深める啓発を実施するとともに、食品廃棄物の削減、雑がみの分別など各家庭の生活の中ででき

るごみ減量行動を進める取組を行う。

また、食品ロス削減推進法を踏まえ、生ごみのうちの何が問題であるかの課題認識を提供しつつ、削減のポイントを周知していくことで、質の向上を図る。加えて、生ごみの堆肥化や様々な調査を行い、生ごみの減量化・再資源化を推進する。

また、剪定枝についても、更なる分別及び資源化の体制を強化する。

### (3) 家庭ごみの減量・資源化推進

拠点収集の実施や資源集団回収を行いながら、質の高いリサイクルを推進できるように、社会情勢に応じた効果的な取組を行う。

可燃ごみ、不燃ごみにはペットボトル・廃プラスチック、古紙などの資源化可能物が混入していることから、分別に関する更なる啓発を行う。

小型家電及び小型充電式電池のボックス回収について広報の強化、更に事業者と連携した取組の充実を実現する。

雑がみについて分別収集及び資源集団回収の利用を周知するとともに、資源集団回収についてごみ減量推進登録団体の増加及び活用に向けて効果的な広報を行う。

また、モニター募集制度やフードドライブなど、市民に体験を提供するモデル事業の実施や市と市民との情報交換会等、市民がより深く関わるができる取組を実施する。

### (4) 事業系ごみの減量推進

多量排出事業者に対する指導、食品ロス削減の啓発、搬入事業者の適正なごみ処理に関する指導等を引き続き推進する。

市内飲食店に対し、食品ロス削減のための 3010 運動の啓発のほか、今後は食品ロス削減推進法を踏まえ、市の地域特性等を活かした事業系の食品ロスの削減の取組を推進する。

再資源化は、事業所から排出される古紙類も資源集団回収活動団体へ提供することを可とし、資源化を推進している。更なる事業所の参画及び活用の促進に向けて効果的な広報を行う。

### (5) 再利用の推進

リユース市場の規模が近年拡大しており、市民の意識も不用品をごみにはせず、有効利用する意識が高まってきていることを踏まえ、より一層の市民の意識向上に向けた啓発活動を行う。

### (6) 環境教育・環境学習の推進

小中学生から大学世代まで継続的に若年層の意識を高めるため啓発を図る。運用を開始している市公式アプリ「もっと寝屋川」の活用、環境フェア等での啓発を幅広い世代を対象とし、効果的な運用を行う。

また、若年層への啓発として、現在実施しているごみ減量マイスターに加えて、小・中学生を対象としたごみ減量マイスター講座や、大学と提携し、大学生に対する環境教育や大学生による小学校や幼稚園に対する環境教育を行う。

さらに、子育て世代に対して、親子で環境学習に取り組める場を設ける。

#### (7) クリーンカレンダーの配布

市民に対する分別排出の徹底と継続的な啓発のため、ごみ分別マニュアルが付随したクリーンカレンダーを全戸配布する。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装の廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設、収集コスト等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶・びん
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	缶・びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		古紙類
主として段ボール製の容器		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		廃プラ・ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

（単位：t）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	180		179		177		176		175	
主としてアルミ製の容器	236		235		233		231		229	
無色のガラス製容器	(合計) 151		(合計) 150		(合計) 149		(合計) 148		(合計) 146	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 151	(引渡)量 0	(独自処理)量 150	(引渡)量 0	(独自処理)量 149	(引渡)量 0	(独自処理)量 148	(引渡)量 0	(独自処理)量 146
茶色のガラス製容器	(合計) 131		(合計) 130		(合計) 129		(合計) 128		(合計) 127	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 131	(引渡)量 0	(独自処理)量 130	(引渡)量 0	(独自処理)量 129	(引渡)量 0	(独自処理)量 128	(引渡)量 0	(独自処理)量 127
その他のガラス製容器	(合計) 129		(合計) 128		(合計) 127		(合計) 126		(合計) 125	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 129	(引渡)量 0	(独自処理)量 128	(引渡)量 0	(独自処理)量 127	(引渡)量 0	(独自処理)量 126	(引渡)量 0	(独自処理)量 125
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	22		22		22		22		22	
主として段ボール製の容器	1,961		1,947		1,933		1,920		1,903	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 269		(合計) 267		(合計) 265		(合計) 263		(合計) 261	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 269	(引渡)量 0	(独自処理)量 267	(引渡)量 0	(独自処理)量 265	(引渡)量 0	(独自処理)量 263	(引渡)量 0	(独自処理)量 261
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 180		(合計) 178		(合計) 177		(合計) 176		(合計) 174	
	(引渡)量 180	(独自処理)量 0	(引渡)量 178	(独自処理)量 0	(引渡)量 177	(独自処理)量 0	(引渡)量 176	(独自処理)量 0	(引渡)量 174	(独自処理)量 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,448		(合計) 3,424		(合計) 3,400		(合計) 3,376		(合計) 3,347	
	(引渡)量 3,448	(独自処理)量 0	(引渡)量 3,424	(独自処理)量 0	(引渡)量 3,400	(独自処理)量 0	(引渡)量 3,376	(独自処理)量 0	(引渡)量 3,347	(独自処理)量 0
うち白色トレイ	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 0	(引渡)量 0	(独自処理)量 0	(引渡)量 0	(独自処理)量 0	(引渡)量 0	(独自処理)量 0	(引渡)量 0	(独自処理)量 0

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※収集実績については、令和5年度、令和6年度の平均実績とする。

人口については、基本計画に記載した人口推計により、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
221,510人	219,969人	218,426人	216,882人	215,025人

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、自治会や子ども会等による資源集団回収の対象品目であるアルミ缶、飲料用紙製容器、段ボールについては、資源集団回収を優先することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール製の容器	缶・びん	市による定期収集	市
	アルミ製の容器		市による定期収集 資源集団回収	市 民間業者
びん	無色ガラス		市による定期収集	市
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
紙	飲料用紙製容器		古紙類	市による定期収集 資源集団回収
	段ボール			
	その他の紙製容器			
プラスチック	ペットボトル	廃プラ・ ペットボトル	市による定期収集	一部事務組合
	その他のプラスチック製容器			

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

### (1) 缶・びん

缶・びんを収集した後、クリーンセンターの既存のごみ処理施設において、選別、保管する。

### (2) ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装

廃プラ・ペットボトルを収集した後、ペットボトル及びその他のプラスチック製容器包装を処理する北河内4市リサイクル施設組合（かざぐるま）へ一括搬入する。その後、当該施設にて、選別、圧縮梱包する。

### (3) 古紙類

古紙類を収集した後、民間の処理施設において選別する。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール	缶・びん	袋	2t・4t パッカー 車	クリーンセンター 破碎施設内の 手選別ライン
	アルミ				
びん	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	その他のガラス				
紙	飲料用紙製容器				
	段ボール				
	その他の紙製容器				
プラスチック	ペットボトル	廃プラ・ ペットボトル	袋	一部事務組合	
	その他のプラスチック製容器				

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### ○市民・事業者・行政の三者の協働による取組の推進

市民や事業者の意見、要望を反映させ、一般廃棄物処理基本計画及び分別収集計画を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、各種団体の関係者、学識経験者等から構成される「寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議」を設置し、ごみの減量化と再資源化の推進について討議する。